

「浜松市斎場再整備事業」について、令和6年2月27日付けで事業契約を締結しましたので、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第15条第3項の規定により、事業契約の内容を公表します。

令和6年2月27日

浜松市長 中野 祐介

1 公共施設等の名称及び立地

- ・ 浜松斎場 浜松市中央区中沢町4-7番1外
- ・ 雄踏斎場 浜松市中央区雄踏町宇布見5-9-5番1外

2 選定事業者の商号又は名称

浜松市中央区板屋町1-1-1番地の2
株式会社はまゆうの杜 代表取締役 松浦 哲

3 公共施設等の整備等の内容

（浜松斎場）

- ・ 施設整備発注業務
- ・ 既存施設解体撤去発注業務
- ・ 維持管理業務
- ・ 運営業務

（雄踏斎場）

- ・ 施設整備発注業務
- ・ 施設改修発注業務
- ・ 維持管理業務
- ・ 運営業務

4 契約期間

令和6年（2024年）2月27日から令和24年（2042年）3月31日まで

5 契約金額

12,977,541,990円（うち消費税及び地方消費税1,166,290,156円）に金利変動及び物価変動等による増減額を加算した額

6 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項

本事業に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりです。

(市の事由による解除)

第 62 条 市は、本事業の実施の必要がなくなった又は本件施設の転用が必要となったと認める場合には、180 日以上前に事業者へ通知のうえ、本指定を取り消し、本契約の全部（一部は不可。ただし、市による完成確認又は納品検査が完了している部分は除く。以下同じ。）を解除することができる。

(事業者の債務不履行等による解除)

第 63 条 次の各号のいずれかに該当するときは、市は、特段の催告をすることなく、本指定をせず、又は取り消し、本契約の全部を解除することができる。

- (1) 事業者が、設計発注業務又は本件工事に着手すべき時期を過ぎてもそれらに着手せず、かつ市が相当期間を定めて催告しても、当該遅延につき事業者から市が満足する説明が得られないとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合には、この限りでない。
- (2) 運営開始日から 30 日間が経過しても建設工事中供用施設及び改修前の改修施設の維持管理業務及び運営業務に着手できないとき又は運営開始日から 30 日間が経過しなくても当該維持管理業務及び運営業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
- (3) 引渡日から 30 日間が経過しても新設施設の維持管理業務及び運営業務の着手ができないとき又は引渡日から 30 日間が経過しなくても引渡予定日までに当該維持管理業務及び運営業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
- (4) 運営再開日から 30 日間が経過しても改修後の改修施設の維持管理業務及び運営業務の着手ができないとき又は運営再開日から 30 日間が経過しなくても運営再開予定日までに当該維持管理業務及び運営業務に着手できる見込みがないことが明らかであるとき。ただし、事業者の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。
- (5) 事業者が、その破産、会社更生、民事再生又は特別清算の開始その他これらに類似する倒産手続の開始の申立てを取締役会において決議したとき、又は第三者（事業者の取締役を含む。）によって、当該申立てがなされたとき。
- (6) 事業者が、第 51 条の定めるところに従い作成する業務報告書に著しい虚偽の記載をしたとき。
- (7) 事業者が本契約上の義務に違反し、かつ市が相当期間を定めて催告したにもかかわらず、当該相当期間内にその違反が治癒されないとき。
- (8) 基本協定が解除された場合。

- (9) 前各号に規定する場合のほか、事業者が本契約上の義務に違反し、その違反により本事業の目的を達することができないことが明らかであるとき。
- (10) 事業者又は構成企業が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（その役員又はその支店若しくは常時建設工事の請負契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この号において同じ。）が暴力団員等であると認められるとき。
 - イ 役員等が、暴力団等であることを知りながらこれを使用し、又は雇用しているとき。
 - ウ 暴力団等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
 - エ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用するなどしたと認められるとき。
 - オ 役員等が、暴力団等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - カ 役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
 - キ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方がアからカまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。
- (11) 構成企業又は協力企業（以下この号及び次号において「構成企業等」という。）が、前号アからカまでのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（オに該当する場合を除く。）に、市が代表企業を介して当該構成企業等に対して当該契約の解除を求め、当該構成企業等がこれに従わなかったとき。
- (12) 構成企業等が、本事業の入札手続について次のいずれかに該当したとき。
- ア 構成企業等が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条の規定に違反し、又は事業者が独占禁止法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が構成企業等に対し、独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（独占禁止法第 8 条の 3 において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第 63 条第 2 項の規定により取り消された場合を含む。）。
 - イ 納付命令又は独占禁止法第 7 条若しくは第 8 条の 2 の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が構成企業等又は事業者に対して行われたときは、構成企業等又は事業者に対する命令で確定したものをいい、構成企業等又は事業者に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合にお命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第 3 条

又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

- ウ 納付命令又は排除措置命令により、構成企業等又は事業者に独占禁止法第 3 条又は第 8 条第 1 号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が構成企業等に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- エ この契約に関し、構成企業等（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律（平成 23 年法律第 74 号）による改正前の刑法第 96 条の 3（情報処理の高度化等に対処するための刑法等の一部を改正する法律附則第 8 条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における当該規定を含む。）又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号に規定する刑が確定したとき。
- 2 市は、前項各号に定めるところのほか、第 57 条第 1 項の定めるところに従って実施されたモニタリングの結果、事業者が実施する維持管理業務及び運営業務の水準が業務水準を満たさないと判断した場合、同条第 2 項の定めるところに従って事業者に対してその是正を勧告するほか、モニタリング基本計画の定めるところに従い、本指定を取り消し、本契約の全部を解除することができる。
- 3 事業者は、契約の履行にあたって、妨害（不法な行為等で、業務履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）を受けた場合は、警察へ被害届を提出しなければならない。

（市の債務不履行による解除等）

第 64 条 市が本契約上の義務に違反し、かつ事業者による通知の後 60 日以内に当該違反を改善しない場合、事業者は、本契約の全部を解除することができる。ただし、市の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

- 2 市が本契約の定めるところに従って履行すべきサービス購入料その他の金銭の支払いを遅延した場合、当該支払うべき金額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合を乗じて計算した金額（1 年を 365 日とする日割計算）を事業者に対し遅延損害金として支払うものとする。ただし、市の責めに帰すべからざる事由による場合はこの限りでない。

(法令の変更及び不可抗力)

第 65 条 法令の変更若しくは不可抗力により、損害、損失又は費用を被ったとき、本契約及び業務水準に従って本件工事の遂行ができなくなったとき若しくは維持管理業務及び運營業務の遂行ができなくなったときその他本事業の実施が不可能となったと認められる場合、又は、法令の変更若しくは不可抗力により、本契約及び業務水準に従って本件工事又は本件施設の維持管理業務及び運營業務を遂行するために追加的な費用が必要な場合、事業者は市に対して、速やかにその旨を通知するものとし、市及び事業者は、本契約及び要求水準書の変更並びに損害、損失及び費用の負担その他必要となる事項について、協議するものとする。

- 2 法令変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に前項の協議が調わない場合、市は事業者に対して、当該法令変更又は不可抗力に対する対応を指図することができる。事業者は、当該指図に従い、本事業を継続するものとし、また、損害、損失又は費用の負担は、別紙 4 (不可抗力による損害、損失及び費用の負担割合) 及び別紙 7 (法令変更による費用の負担割合) に記載する負担割合によるものとする。
- 3 前項の定めるところにかかわらず、法令変更又は不可抗力が生じた日から 60 日以内に第 1 項の協議が調わない場合で、かつ本契約の履行に多大の費用を要すると判断される場合は、市は、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 4 市は、第 14 条第 3 項第 3 号及び第 4 号、第 36 条第 2 項第 3 号及び第 4 号、第 38 条第 1 項第 3 号及び第 4 号、並びに第 40 条第 3 項の規定による市の損害、損失又は費用の負担が過大になると判断した場合には、本契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
- 5 市は、前 2 項に基づき本契約を解除することができる場合、事業者に書面で通知することにより、次のいずれかの措置を講じることができる。
 - (1) 市は、行政手続法 (平成 5 年 (1993 年) 法律第 88 号) 第 13 条に定める手続を行ったうえで、本指定を取り消すことができる。
 - (2) 市は、本事業を継続することが合理的と判断した場合は、事業者の株主をして、事業者の全株式を、市が認める条件で、市が承認する第三者へ譲渡させることができる。

7 契約終了時の措置に関する事項

本事業に関する事業契約の内容は、事業契約書における以下の条項のとおりです。

(事業期間)

第 61 条 本契約の事業期間は、本契約成立日から令和 24 年 (2042 年) 3 月 31 日までとする。ただし、本契約の定めるところに従って本契約が解除されたときは、本契約は、その時点において終了するほか、市が本条例又は本契約に定める条件に従い本指定を取り消した場合、本契約は、他に特段の手続を要せず当該指定取消の効力が生じると同時に当然に終了する。

- 2 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本事業の終了にあたっては、(i) 新設施設及び改修施設が、要求水準書で提示した性能及び機能を発揮でき、著しい損傷がない状態とし、かつ、(ii) 前項の定める事業期間終了時における建築物、建築設備及び火葬炉設備が、少なくとも 2 年以内の大規模修繕又は更新を要しないと判断できる状態であることを基準として、契約期間終了日の概ね 3 年前より、事業者が新設施設及び改修施設の明渡しの時点で確保すべき状態について市との間の協議に応じ、かかる協議を経て市が決定した新設施設及び改修施設の状態とした上で、新設施設及び改修施設を市に対して引き継ぐものとする。
- 3 事業者は、本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約の終了にあたっては、市に対して、市が継続使用できるよう本件施設の維持管理業務及び運営業務の遂行に関して必要な事項を説明し、かつ事業者が用いた維持管理業務及び運営業務に関する操作要領、申し送り事項その他の資料を提供するほか、引継ぎに必要な協力を行い、また、要求水準書に基づき、市が合理的に満足する様式及び内容により事業期間終了後の長期維持管理計画書を作成のうえ、市に提出するものとする。

(引渡日又は運営再開日前の解除の効力)

第 67 条 引渡日又は運営再開日 (同日を含まない。) 前に第 62 条ないし第 65 条の定めるところにより本契約が解除された場合、本契約は将来に向かって終了するものとし、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、本件施設 (出来形部分を含む。) を取り扱うものとする。

- (1) 第 63 条に定めるところにより本契約が解除された場合で、市が当該解除後に新設施設及び改修施設を利用するときは、市は、事業者の費用負担において、市による完成確認又は納品検査が未了の新設施設及び改修施設を検査したうえで、検査に合格した新設施設及び改修施設の全部又は一部 (以下「合格部分」という。) のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受けること若しくは施設整備又は施設改修に要した費用の対価を支払うこと又はその両方を行うことができるものとする。市が合格部分を買受け又は整備に要した費用の対価の支払いをする場合、市は、その対価の支払債務と、第 69 条第 1

号及び同条第 4 項に定めるところの事業者に対する違約金支払請求権及び損害賠償請求権とを対当額で相殺することができ、なお残額があるときは、支払時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより事業者に対して支払うものとする。また、これにより市に回復されない損害があるときは、その部分について市は、事業者に対し損害賠償請求できる。また、既に市による完成確認又は納品検査が完了している施設については、市は事業者に対して、サービス購入料のうち施設整備又は施設改修に係る対価に相当する額を別紙 6（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。

- (2) 第 62 条又は第 64 条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による完成確認又は納品検査が未了の新設施設及び改修施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備又は施設改修に要した費用の対価を支払い又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対して、その対価及び第 69 条第 4 項に定めるところの損害賠償額の総額に支払時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認又は納品検査が完了している施設については、市は事業者に対して、サービス購入料のうち施設整備又は施設改修に係る対価に相当する額を、別紙 6（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。
- (3) 第 65 条の定めるところに従って本契約が解除された場合、市は、自己の費用負担において、市による完成確認又は納品検査が未了の新設施設及び改修施設を検査したうえで、合格部分のうち事業者に所有権が帰属している部分を事業者から買い受け、引渡しを受け若しくは施設整備又は施設改修に要した費用の対価を支払い又はその両方を行うものとする。この場合、市は事業者に対し、その対価に支払い時点までの利息（政府契約の支払遅延防止等に関する法律第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定した割合とし、1 年を 365 日とした日割計算により算出する。）を付したうえ、一括払い又は分割払いにより支払う。なお、既に市による完成確認又は納品検査が完了している施設については、市は事業者に対して、サービス購入料のうち施設整備又は施設改修に係る対価に相当する額を、別紙 6（サービス購入料の金額と支払スケジュール）に定めるところに従い支払うものとする。
- (4) 前 3 号に定めるところの検査に際して市が必要と認めるときは、市は、その理由を事前に事業者に対して通知したうえで、新設施設及び改修施設を最小限度破壊して検査することができる。

- 2 前項にかかわらず、引渡日又は運営再開日（同日を含まない。）前に本契約が解除された場合で、本件工事の進捗状況を考慮して、本事業用地の部分的な更地化若しくは原状回復又はその両方が社会通念上合理的であると市が判断したときは、市は事業者に対して、そのいずれかを請求することができ、事業者はこれに従うものとする。この場合、解除が第 62 条、第 64 条又は第 65 条に基づくときは、市がその費用を負担するものとし、第 63 条に基づくときは、事業者がその費用を負担するものとする。ただし、事業者が正当な理由なく相当期間内に係る更地化若しくは原状回復又はその両方を行わないときは、市は事業者に代わりそのいずれかを行うことができるものとし、これに要した費用については、第 63 条による解除の場合は事業者がこれを負担し、市の求めるところに従って支払うものとする。この場合、事業者は、市の処分及びその費用について異議を申し出ることができない。
- 3 本件施設のうち維持管理業務及び運営業務が着手されている部分がある場合、当該維持管理業務及び運営業務の対象となっている本件施設に関する限りにおいて、次条第 2 項及び第 3 項並びに第 4 項第 3 号第 2 文を準用する。

（引渡日又は運営再開日後の解除の効力）

第 68 条 引渡日又は運営再開日（同日を含む。）後に第 62 条ないし第 65 条の定めるところにより本指定が取り消され本契約が解除された場合、本契約は、将来に向かって終了する。この場合、市は、第 41 条に定めるところに従って引渡しを受けた本件施設の所有権を引き続き所有するものとする。

- 2 前項の場合、市は、本契約が解除された日から 10 日以内に本件施設の現況を検査したうえ、本件施設に事業者の責めに帰すべき事由による損傷等が認められたときは、事業者に対してその修補を求めることができる。事業者は、その費用負担において本件施設の修補を実施するものとし、修補完了後、速やかに市に対してその旨を通知するものとする。市は、当該通知の受領後 10 日以内に修補の完了検査を行うものとする。
- 3 前項の手続終了後、事業者は、速やかに維持管理業務及び運営業務を、市又は市の指定する者に引き継ぐものとし、市又は当該第三者が維持管理業務及び運営業務を引き継ぐために必要な一切の行為を行うものとする。
- 4 前項の定めるところに従って、市が維持管理業務及び運営業務を引き継いだ後、市及び事業者は、以下の各号に定めるところに従って、サービス購入料を取り扱うものとする。
 - (1) 本契約の解除が第 63 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備又は施設改修に係る対価を、別紙 6（サービス購入料の金額と支払スケジュール）の定めるところに従い支払う。ただし、事業者の責めに帰すべき事由により本件施設が損傷しており、修繕を施しても利

用が困難であると客観的に判断され、かつ市の被る損害額が未払いの施設整備又は施設改修に係る対価を上回る場合には、市は、サービス購入料のうち未払いの施設整備又は施設改修に係る対価に相当する部分の支払期限が到来したものとみなして、当該対価と損害額とを相殺することにより、サービス購入料のうち未払いの施設整備又は施設改修に係る対価の支払義務を免れることができるものとする。なお、これにより市のその余の損害賠償の請求は、妨げられないものとする。

- (2) 本契約の解除が第 62 条又は第 64 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備又は施設改修に係る対価を別紙 6（サービス購入料の金額と支払スケジュール）の定めるところに従い支払うとともに、第 69 条第 4 項に定めるところの損害賠償額の総額及びそれに付すべき支払時点までの利息（支払遅延防止法第 8 条に準じて算出する。）を、一括払い又は分割払いにより事業者に対し支払うものとする。
- (3) 本契約の解除が第 64 条の規定に基づくときは、市は事業者に対し、サービス購入料のうち未払いの施設整備又は施設改修に係る対価を、別紙 6（サービス購入料の金額と支払スケジュール）の定めるところに従い支払うものとする。また、市は事業者が維持管理業務及び運営業務を終了させるために要する費用を事業者に対して支払うものとする。
- (4) 事由の如何を問わず、本契約の解除日以降、市は、維持管理業務及び運営業務に係るサービス購入料のうち未払いのものの支払義務を免れるものとする。ただし、本契約の解除日が属する支払対象期間に関する維持管理業務及び運営業務に係るサービス購入料に関しては、実働ベースで精算を行って支払いを行うものとする。

（損害賠償）

第 69 条 第 63 条の規定により本契約が解除された場合又は同条第 1 項第 10 号から第 12 号までのいずれかに該当した場合、事業者は、次の各号に定める額を市の指定する期限までに支払うものとする。

- (1) 引渡日又は運営再開日（同日を含まない。）までに解除された場合
サービス購入料のうち、施設整備発注業務、既存施設解体撤去発注業務及び施設改修発注業務に係る対価（サービス購入料 A～K、サービス購入料①～⑨）から割賦金利相当額を控除した金額の 100 分の 10 に相当する額
- (2) 引渡日又は運営再開日（同日を含む。）以降に解除された場合
解除日が属する事業年度において支払われるべき維持管理業務及び運営業務の遂行に係る対価総額（サービス購入料 L～P、サービス購入料⑩～⑯）の 100 分の 10 に相当する額

2 前項第 1 号の場合において、第 24 条の規定により市を被保険者とする履行保証

保険契約が締結されているときは、市は、当該履行保証保険契約の保険金を受領し、これをもって違約金及び損害賠償に充当することができる。

3 第 63 条に基づく解除に起因して市が被った損害額が本条第 1 項の違約金額を上回る場合、事業者は、その差額を市の請求するところに従って支払うものとする。

4 第 62 条又は第 64 条の規定により本契約が解除された場合、市は、当該解除により事業者が被った損害額を、事業者の請求するところに従って支払うものとする。

(保全義務)

第 70 条 事業者は、解除の通知がなされた日から第 67 条第 1 項各号に基づく引渡し又は第 67 条第 3 項若しくは第 68 条第 3 項による維持管理業務及び運營業務の引継ぎ完了のときまで、本件施設（出来形部分を含む。）について、自らの責任及び費用において、合理的な保全措置をとらなければならない。

(関係書類の引渡し等)

第 71 条 事業者は、第 67 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号に基づく引渡し又は第 68 条第 3 項に基づく維持管理業務及び運營業務の引継ぎの完了と同時に、市に対して、設計図書及び竣工図書（ただし、既に事業者が提出しているものを除く。また、本契約が新設施設の引渡日前又は改修施設の運営再開日に解除された場合、図面等については事業者が既に作成を完了しているものに限る。）その他本件施設の整備及び修補に係る書類並びに本件施設の維持管理業務及び運營業務の遂行に必要な書類の一切を引渡しものとする。

2 市は、前項に基づき提出を受けた図書等を本件施設の施設供用のために、無償で自由に使用（複製、頒布、改変及び翻案を含む。以下この項において同じ。）することができるものとし、事業者は、市による当該図書等の自由な使用が、第三者の著作権及び著作者人格権を侵害しないよう必要な措置をとるものとする。

(所有権の移転)

第 72 条 事業者は、第 67 条第 1 項第 1 号ないし第 3 号に基づき新設施設又はそれら出来形の所有権を市に移転する場合、担保権その他の制限物権等の負担のない、完全な所有権を市に対して移転しなければならない。